

商品概要説明書

特別金利定期貯金 【JA 茨城みなみ 定期貯金スプリングキャンペーン】

(2025年4月7日現在)

商 品 名	JA 茨城みなみ 定期貯金スプリングキャンペーン
ご利用いただける方	個人の組合員（新規組合員加入、組合員の同居家族を含みます）
対 象 定 期 貯 金	スーパー定期貯金〈単利型〉、大口定期貯金
取 扱 期 間	2025年4月7日（月）～2025年6月30日（月）
募 集 金 額	20 億円
期 間	1 年（単利） 自動継続（元金継続または元利金継続）
預 入 方 法	一括預入
媒 体 要 件	総合口座セットまたは証書式 ※定期貯金通帳は既取引がある場合のみ可とし、新規取引での発行は行いません。
預 入 金 額	10 万円以上（大口定期貯金は 1,000 万円以上） ※キャンペーン金利適用対象は新規お預かりの貯金に限ります。
預 入 単 位	1 円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。
適 用 金 利	1 年もの 年 0.50%（税引後 年 0.398%） ※特別金利は初回満期日までの適用となります。満期日に当初預入時と同じ期間で自動継続し、その時点での店頭表示金利が適用されます。
利 払 頻 度	・預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。
計 算 方 法	付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算
税 金	20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税
金利情報の入手方法	金利は店頭のポスター等に表示しています。
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。
中 途 解 約 時 の 取 扱 方 法	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）より計算した利息とともに払い戻します。 ●スーパー定期貯金 (1) 約定した預入期間が 1 年の場合 ① 6 ヶ月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 ヶ月以上 1 年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ●大口定期貯金 解約日における普通貯金の利率

貯 金 保 険 制 度 (公 的 制 度)	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本店・金融部（電話：0297-63-2209）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 本店・金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会 （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 （電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 （電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
留 意 事 項	・増額書替や普通貯金からの振替は対象外となります。なお、令和 7 年 2 月以降に振込等があったもの（共済満期金等）については対象となります。 ・A T M での取り扱いは対象外となります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 茨城みなみ